

# 2/16(火) 確定申告・町県民税の申告が始まります ～3/15(月) 税の申告はお早めに

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告

「所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「納税」は、2月16日(火)から3月15日(月)までです。ただし、税の還付を受ける申告書は、2月15日(月)以前でも直接税務署へ提出することができます。

### ■岐阜南税務署の確定申告会場

(令和2年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告)

会場	開設期間	開設時間	その他
マーサ21 4階マーサホール (岐阜市正木中1丁目2番1号)	2月16日(火)～3月15日(月) ※土日祝日は開設していませんが、2月21日(日)・28日(日)の2日間に限り開設します。	9:00～17:00	開設期間中、岐阜南税務署では作成済みの申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行いません。
	※上記期間のほか、次の期間についても開設しています。 ①1月19日(火)～2月15日(月) 主に公的年金を受給されている方を対象とした申告相談 ②3月16日(火)～30日(火) 申告義務のない方が行う還付申告や消費税の申告相談		

### 新型コロナ対策を次のとおり実施します

#### ○会場への入場には、時間枠が指定された「入場整理券」が必要です

「入場整理券」は当日会場で配布しますが、当日分の配布が終了した場合など配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

※国税庁のLINE公式アカウントから「入場整理券」の事前発行が可能です。なお、電話による「入場整理券」の事前予約はできません。



▲国税庁LINE公式アカウント  
友だち追加

#### ○会場での新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください

入場時の検温で37.5℃以上の発熱がある場合、入場をお断りさせていただきます。また、来場時のマスク着用、会場入口での手指消毒にご協力ください。

自然にやさしい 環境創造

**Shonan**  
**松南株式会社**

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号  
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808



航空宇宙産業に  
貢献する

**株式会社 光製作所**  
羽島郡笠松町中野  
☎387-4361

## 【電話相談センターの利用案内】

岐阜南税務署(☎271-7111)に電話し、自動音声案内より「0」番を選択してください。  
(受付時間:午前8時30分～午後5時、土日祝日を除く)

## 【税務相談チャットボットの利用案内】

申告書の作成でお困りのときは、国税庁ホームページの「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



▲税務相談  
チャットボット

## ■税理士による無料税務相談

会場	開設期間	開設時間
【電話相談】 無料税務相談所	2月1日(月)～26日(金)の 毎週月・水・金曜日	13:00～16:00
	税理士が電話にて税務相談に応じます。 〒504名古屋税理士会岐阜南支部 ☎274-0658	
【完全予約制】 笠松町商工会 (笠松町春日町15番地の1)	2月16日(火)～3月12日(金) 3月24日(水)・26日(金)〈消費税のみ〉 ※土日祝日を除く	10:00～16:00 ※12:00～13:00を除く
	※予約は先着順です。予約がない場合は、対応できませんのでご注意ください。 ☎予約笠松町商工会 ☎388-2566 次の確定申告は受け付けできません。 年金所得、譲渡所得、贈与税、相続税、前年分所得金額(専従者控除前または青色特別控除前)が400万円を超える方 ※商工会非会員の方は有料(1万円)です。	

## 町県民税の申告

確定申告や町県民税の申告は、町県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料の算定、所得証明など税務証明の基礎資料となります。

今回の申告は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来場者の集中による混雑緩和・待ち時間の短縮のため、電話による事前予約制を導入します。

## ■町の確定申告・町県民税申告会場 ※松枝公民館・総合会館での会場開設は行いません。

会場	開設期間	開設時間
役場4階 大会議室 特設会場	2月16日(火)～3月15日(月) ※土日祝日を除く	9:00～16:00 ※12:00～13:00を除く
	次の確定申告は受け付けできません。 譲渡所得(土地建物、株式、先物取引など)、配当所得、一時所得、青色申告、雑損控除、住宅ローン控除(適用の初年度のみ)、死亡した方の準確定申告、令和元年年分(平成31年年分)以前の申告	

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

岐阜県羽島郡笠松町北及1627  
TEL 388-1147 FAX 388-2719

自慢の看板商品「飛騨牛コロツケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1  
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367

 **新型コロナ対策を次のとおり実施します** 

○申告には電話による事前予約が必要です

予約税務課 ☎388-1112

税務課で3月15日(月)午後3時まで予約を受付けていますので、次の手順で、希望する申告日時を事前に予約してください。予約がない場合、後日の来場をお願いすることもあります。

**予約方法**

- ①税務課に電話し、「申告の予約をしたい」旨を伝えていただくと、予約担当につながります。
- ②予約担当にご希望の日にと時間帯及び次の予約内容を(ア)→(イ)→(ウ)の順に伝えてください。  
(ア)予約者(電話をかけているご本人さま)の氏名・住所・電話番号  
(イ)来庁者(当日会場にお越しになる方)の氏名・住所・電話番号  
(ウ)申告者(申告される方)の氏名・住所
- ③お伝えする予約番号をお控えください。

①～⑫の中から希望の時間帯で予約してください

申告期間:2月16日(火)～3月15日(月)	
午前の部	午後の部
① 9:00～ 9:30	⑦ 13:00～13:30
② 9:30～10:00	⑧ 13:30～14:00
③ 10:00～10:30	⑨ 14:00～14:30
④ 10:30～11:00	⑩ 14:30～15:00
⑤ 11:00～11:30	⑪ 15:00～15:30
⑥ 11:30～12:00	⑫ 15:30～16:00

- ※予約の変更やキャンセルは、必ず電話にて事前にご連絡ください。
- ※電話による予約が困難な方(聴覚障がいや言語障がいなど)に限り、ファックスによる予約を受付けます。



▲ファックスによる予約方法

○次の書類は自宅で事前作成のうえ、ご来庁ください

会場内での長時間滞在を避けるため、次の書類はご自宅で事前で作成ください。会場での代行作成は行いません。

- ・事業所得、不動産所得、農業所得を申告される方の「収支内訳書」
- ・医療費控除を申告される方の「医療費控除の明細書」
- ・医療費控除の特例の申告をされる方の「セルフメディケーション税制の明細書」



▲各種様式・手引き

○会場での新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください

発熱など体調不良の症状が見られる場合は、来庁を控え、別日の予約をお願いします。また、来庁時のマスク着用、会場入口での手指消毒にご協力ください。

○町県民税の申告書は郵送でも提出できます

前年度に町県民税の申告をされた方を対象に、申告書を1月下旬ごろ郵送しました。また、町ホームページでも申告書を作成できますので、ご自身で作成できる方は、必要事項を記入し、必要書類を添付して税務課へ郵送によりご提出ください。



▲町県民税  
申告書作成

送付先 〒501-6181 笠松町司町1番地 笠松町役場 税務課 宛

# 申告の準備はお早めに

## ■申告に必要な主な書類など

町の申告会場で確定申告をされる方は、利用者識別番号が必要です！

国税庁が発行した16桁の利用者識別番号が必要となりますので、事前取得にご協力ください。



利用者識別番号の取得▶

主な所得の計算に必要な書類	給与、公的年金など	源泉徴収票（原本）
	事業所得、不動産所得 農業所得など	収支内訳書 ※あらかじめ作成してご提出ください。
主な控除の計算に必要な書類	社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書
	生命保険料控除 地震保険料控除 (旧長期損害保険料) 控除	保険会社発行の保険料控除証明書
	医療費控除	医療費控除の明細書 (医療費控除の明細書の作成に必要な令和2年中の領収印がある医療費の領収書または医療保険者から交付を受けた医療費通知書、生命保険などで補てんされた金額が分かる書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	セルフメディケーション税制の明細書 (セルフメディケーション税制の明細書の作成に必要な令和2年中の特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費、生命保険などで補てんされた金額、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 令和2年12月31日現在65歳以上の方で要介護認定を受け、一定以上の障がいがあると認められる方は、健康介護課へ申請し発行された認定証。	
その他の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑(朱肉を使うもの)→署名ができる方はなくても可</li> <li>・所得税の還付を受ける場合は、申告者名義の金融機関口座番号のわかるもの</li> <li>・マイナンバーカードなど申告者の本人確認ができるもの</li> <li>・扶養親族がいる方は、その方のマイナンバーのわかるもの</li> <li>・国税庁が発行した16桁の利用者識別番号がわかるもの(番号がわかればメモでもかまいません)</li> </ul>	

## ■マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の提示（写しの添付）

申告書には申告者本人とその扶養親族のマイナンバー（12桁）の記載が必要です。また、申告書の提出の際には申告者本人の確認書類（番号確認と身元確認）の提示または写しの添付が必要です。

○マイナンバーカードをお持ちの方	→	マイナンバーカードのみ
○マイナンバーカードをお持ちでない方	→	番号確認書類 + 身元確認書類
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>番号確認書類</b> (本人のマイナンバーを確認できる書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> <li>・住民票(マイナンバーの記載があるものに限る)の写し</li> </ul> <p style="text-align: right;">などのうちいずれか1つ</p> </div>	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>身元確認に必要なもの</b> (記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・身体障害者手帳</li> </ul> <p style="text-align: right;">などのうちいずれか1つ</p> </div>
※昨年添付されていても申告の際には毎回必要となります。		

## 申告はインターネットが便利です

税務署や町の申告会場は、毎年大変混雑します。インターネット環境がある方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、ご自身で簡単に申告書を作成できますので、ご活用ください。

マイナンバーカードをお持ちの方はICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して電子申告(e-Tax)で送信することができます。また、岐阜南税務署で発行されるID・パスワードによる送信や、郵送による提出も可能です。

※ID・パスワードの発行を希望される方は、申告されるご本人が岐阜南税務署へ運転免許証などの本人確認書類を持参し、取得してください。前年度、町の申告会場で利用者識別番号(16桁)を取得した方は、「利用者識別番号等の通知」を併せてご持参ください。

各提出方法の詳細は下記よりご確認ください

### マイナンバーカード方式



### ID・パスワード方式



### 郵送方式 (確定申告書等作成コーナー)



送付先〒500-8567 岐阜市加納清水町  
4丁目22番地2 岐阜南税務署宛

## 申告や住民税に関するQ&A

毎年お問合せの多い  
内容について  
ご説明します



**Q1** 昨年1年間収入がない場合、申告は必要ですか？

**A1** 収入の有無について申告がなければ、課税・非課税の判定ができないため、前年中に収入がなかった方や、税務署で「確定申告の必要がない」とされた方でも、町県民税の申告は必要です。申告がない場合、所得証明書などの発行ができません。また、所得金額による軽減措置や補助が受けられないなど、様々な手続きに影響が出てきます。

《影響が出るものの例》

- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置
- 国民年金保険料の免除申請
- 幼稚園・保育所の保育料の算定
- 児童手当・児童扶養手当・福祉医療の支給
- 高額医療費の自己負担限度額
- 就学支援金の申請
- 所得証明書や課税証明書の発行

**Q2** 所得税の確定申告をする予定ですが、町県民税の申告は必要ですか？

**A2** 前年度、町県民税の申告をされた方を対象に、申告書を1月下旬ごろに郵送しましたが、すでに確定申告書を提出された方や提出予定の方は、町県民税の申告書を提出する必要がありませんので、町から届く申告書は、破棄してください。

**Q3** 給与以外にも所得があるのですが、その所得に対する住民税を給与天引きではなく、自分で納付することはできますか？

**A3** 給与・公的年金等以外の所得(事業・不動産所得など)は、申告時に申し出れば普通徴収(自分で納付)にできます。

**Q4** 給与所得以外の所得または公的年金以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要と聞きましたが、町県民税の申告は必要ですか？

**A4** 年末調整された給与所得以外の所得が20万円以下の場合、または、年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。

しかし、町県民税は、所得税のように源泉徴収(所得が発生した時点で納税)する制度ではないため、たとえ所得が少額でも、他の所得と合計して税額を算出しますので、必ず申告いただく必要があります。

**Q5** ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をしたのですが、確定申告で医療費控除の申告をする予定です。その場合、ワンストップ特例制度を申請した寄附金控除はどうなりますか？

**A5** ふるさと納税ワンストップ特例とは、確定申告が不要な給与所得者などが、本来確定申告をすることで受ける所得税の寄附金控除額の適用を受けずにその相当額を含めた金額を住民税の税額から減額するという制度です。

確定申告をすると、この制度の適用を受けることができなくなりますので、確定申告の際に寄附金控除の申告もする必要があります。申告には、すべての寄附金受領証明書が必要です。

**Q6** 上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の申告不要制度を利用したいのですが、どのようにすればよいですか？

**A6** 確定申告書とは別に「町県民税申告書(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)」を税務課へ提出してください。その際、確定申告書の写しと特定口座年間取引報告書の写しの添付が必要です。

なお、申告不要制度を利用する場合は、翌年度の納税通知書が送達されるまでに提出してください。

**Q7** 昨年、65歳になり現在年金受給者です。昨年の年間収入は、年金収入が150万円、給与収入が100万円です。会社で年末調整をしましたが確定申告をする必要がありますか？

**A7** 公的年金等の収入が400万円以下でこの収入以外の所得金額(※1)が20万円以下の場合、確定申告不要制度の対象となり、申告義務はありません。

公的年金等の収入が150万円、給与収入が100万円の場合、公的年金等の所得金額が40万円(※2)、給与の所得金額が35万円(※3)となり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以上となるため確定申告をする必要があります。

なお、公的年金等の収入が400万円以下で、申告義務の必要がない方でも、次のような要件に該当すれば確定申告をして税金が戻ってくる場合があります。

- ・公的年金等の源泉徴収票に源泉徴収税額がある場合(源泉徴収税額が0円の場合は該当しません)
- ・医療費控除(セルフメディケーション税制)・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金控除などの適用を受ける場合

※1 給与所得(アルバイト・パート)、雑所得(個人年金・原稿料・FX取引など)、事業・不動産・農業所得など

※2 公的年金等の所得 = 公的年金等の収入 - 110万円(110万円は、65歳以上の公的年金等の収入に対する控除金額。65歳未満の場合は控除金額65万円)

※3 給与所得 = 給与収入 - 55万円(55万円は給与収入に対する控除金額) - 10万円(所得金額調整控除)

ごみの処理は(株)野々村商店に!!  
**株式会社 野々村商店**

一般廃棄物収集運搬業  
(笠松町許可)

岐阜市則松2丁目157番地  
TEL 058-239-9921

産業廃棄物収集運搬処理業

瑞穂市野田新田3977-1  
TEL 058-327-4030

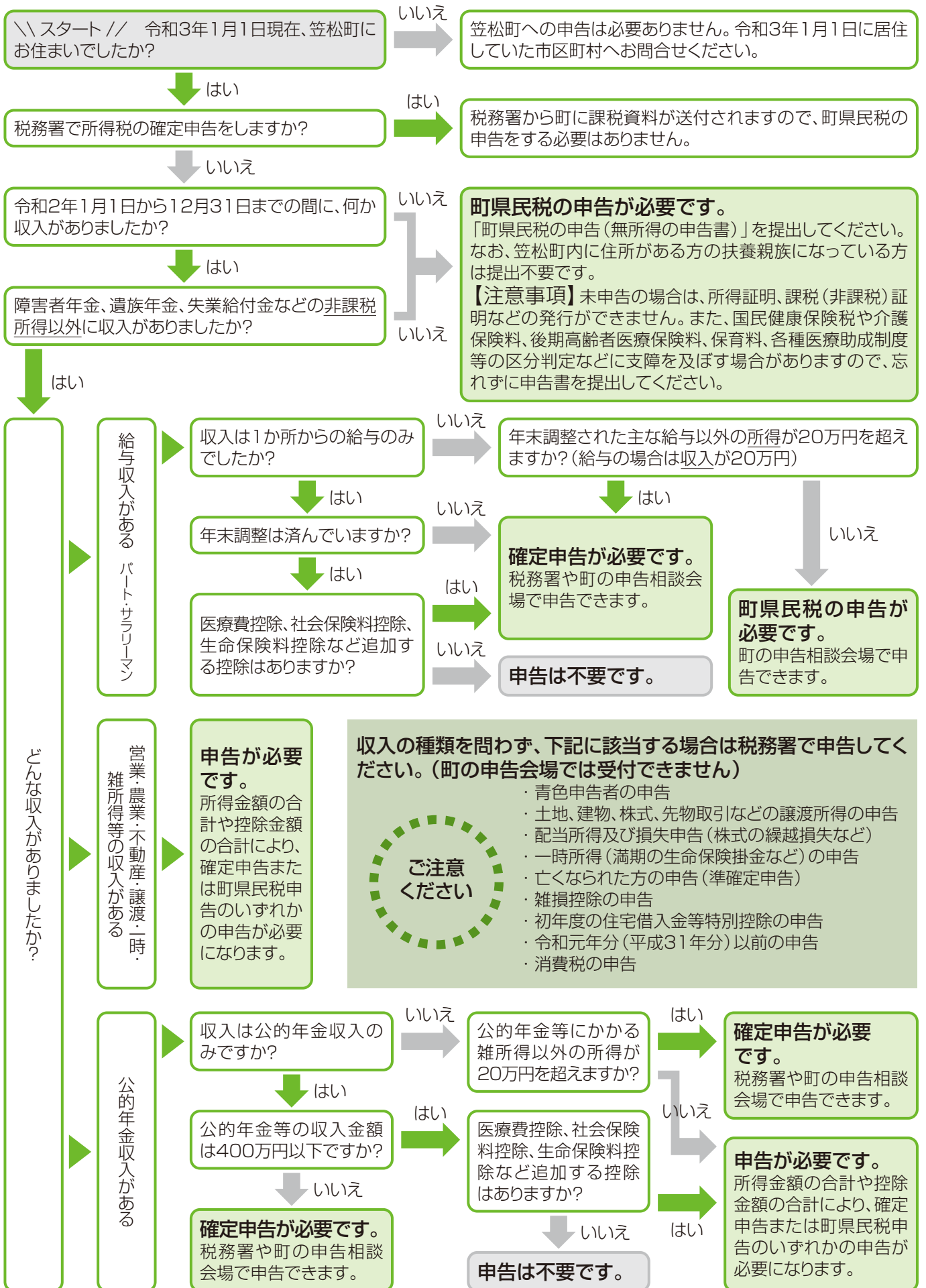
～あなたの力を消防団に～

**消防団員募集**

女性団員も活躍中

【問合せ先】総務課 ☎388-1111

# あなたは申告が必要?不要? 申告フローチャート



# 【公的年金などを受給されている場合】 申告フローチャート

\\スタート// 公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下である

はい

公的年金等以外の★所得金額(給与や個人年金など)が20万円以下である

【参考】給与収入の場合  
(給与収入金額)

円

(給与所得控除)

55万円

=

(★所得金額)

円

20万円以下

上の計算は、給与収入が161万9千円以下の場合の計算方法です。(千円未満切り捨て)

納付する所得税がある場合でも  
確定申告書の提出は不要です。  
(申告不要制度)

はい

「公的年金等の源泉徴収票」に所得税の源泉徴収税額がある

「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額があり、記載されている控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・基礎控除)以外の各種控除(医療費・生命保険料・寄附金)があり計算すると…

いいえ

納める税金がある

還付される税金がある

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

税務署への所得税の確定申告は不要です。

ご注意ください

ただし、住民税の申告が必要になる場合があります。

税務署に所得税の確定申告が必要です。

※住民税の申告は不要です。

① 「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額があり、記載されている控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・基礎控除)以外の各種控除(医療費・生命保険料・寄附金など)の適用を受けるとき

② ①の金額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

注1. 年金の源泉徴収票に記載された控除以外に、控除の追加がなく、かつ、ほかに所得がない場合は、住民税の申告は不要です。

注2. 年金機構などから毎年秋に受給者宛に「扶養親族等申告書」の提出依頼が送られてきます。未提出や未訂正に扶養控除などの情報が反映されず受給者の実態と異なっているケースが見受けられます。このような場合には申告をしないと控除額が算入されずに税額計算がされることとなりますので、お手元の公的年金等の源泉徴収票の明細を必ずご確認ください。

問税務課 ☎388-1112

令和3年2月号  
第1125号